

旭川市育児サークル支援基準

この基準は、市が支援を行う会場使用料及び子育て支援人材バンクの登録者に対する謝礼に係る育児サークルの認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育児サークルの認定)

- 1 育児サークルとして認定を受けようとするときは、子育て交流活動推進事業実施業務を受託した者（以下「受託者」という。）に育児サークル活動状況調査票（様式第1号）を毎年度4月15日までに提出すること。ただし、年度の途中で新たに育児サークルの活動を開始したときは、その都度、提出するものとする。

(認定基準)

- 2 次の事項を満たすものを育児サークルとして認定する。
 - (1) 会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。
 - (2) 子育て中の親子の相互交流を活動の目的に含むものであり、その活動が子育て及び子育て支援に関連し、及び公序良俗に反しないこと。
 - (3) 会員は原則として市内在住・在勤・在学者であることとし、活動場所は、主として市内であること。
 - (4) 市等が主催する育児サークル支援事業に積極的に参加すること。
 - (5) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体
 - イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - ウ 特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する宗教活動を行う団体
 - エ 企業、学校等に属するクラブ活動の団体
 - オ 名称に特定の流派を冠した団体

(変更等)

- 3 代表者を変更したとき、又はサークルを解散するときは、受託者に届け出ること。

(会場使用料負担の対象期間)
- 4 市が負担する会場使用料の対象期間は、当該年度の4月から3月までとする。

(会場使用料負担の額)
- 5 市が負担する会場使用料の額は、予算の範囲内で、1団体当たり年間15,000円（他の会場における実施がサークル活動に支障があると認められ、親子5組以上で活動している団体にあっては、30,000円）を上限とする。

(会場使用料負担軽減の申請)
- 6 会場使用料の負担の軽減を受けようとする者は、上半期（4月から9月まで）及び下半期（10月から3月まで）ごとに、それぞれの期の末日までに会場使用料負担軽減申

請書（様式第2号）に領収書を添付し、受託者に提出するものとする。この場合において、受託者は、提出を受けた書類を審査し、適正と認められた額について、育児サークルが指定した口座に振り込むこととする。

（子育て支援人材バンクの登録者に対する謝礼）

- 7 育児サークル活動において子育て支援人材バンクを活用し、謝礼の支払を要するときは、別に定めるところにより市がその謝礼を負担する。

（その他）

- 8 市又は受託者が適正な育児サークル支援を行うために必要があると認めるときは、育児サークル活動に関して報告を求め、又は実地調査をすることがある。